

開業医共済休業保障制度普通共済約款 新旧対照表

(下線が変更部分)

新	旧	備考
<p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第12条 当組合は、被共済者が次の各号のいずれかに該当して休業が生じたとき、または休業中に該当する行為を行ったときは、傷病給付金を支払いません。</p> <p>(1) 被共済者が正常分娩または人工流産により休業したとき</p> <p>(2) 被共済者が整形外科的手術の既往症に関わる抜針、抜釘、内固定材等の除去により休業したとき</p> <p>(3) 被共済者が人工組織、人工臓器を用いたか、臓器移植を行った既往症に関わる置換手術により休業したとき</p> <p>(4) 傷病発生時に電話により医師の指示を受けて被共済者自ら治療し休業したとき</p> <p>(5) 第三者の医師に受療しないで柔道整復師等による施術のみを受けて休業したとき</p> <p>(6) 被共済者が主治医の治療方法に反する受療態度をとったとき</p> <p>(7) 被共済者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用およびこれを原因とする傷病により休業したとき</p> <p>(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動を原因とする傷病により休業したとき</p> <p>(9) 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意、重大な過失で生じた傷病により休業したとき</p> <p>(10) 被共済者の犯罪行為、闘争行為、刑の執行、拘留もしくは入監中に生じた傷病により休業したとき</p> <p>(11) 被共済者が泥酔の状態を原因とする傷病により休業したとき</p> <p>(12) 被共済者が無免許運転中または飲酒運転中の事故により休業したとき</p> <p><u>2. 被共済者が地震、噴火またはこれらによる津波その他これに類似する天災を原因とする傷病により休業した場合で、その原因により傷病給付金の支払事由に該当した被共済者の数の増加がこの共済の計算の基礎に影響を及ぼすときは、当組合は、傷病給付金を削減して支払うかまたは傷病給付金を支払わないことがあります。</u></p> <p>3. 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弔慰給付金、高度障害給付金を支払いません。</p> <p>(1) 被共済者が新規契約の共済期間の開始時以後2年以内に自殺したとき、または被共済者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になったとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為または死刑の執行によって死亡したとき、または被共済者の犯罪行為によって高度障害状態になったとき</p> <p>(3) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき、または高度障害状態にさせたとき</p> <p>(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動を原因とする傷病により死亡または高度障害状態になったとき</p>	<p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第12条 当組合は、被共済者が次の各号のいずれかに該当して休業が生じたとき、または休業中に該当する行為を行ったときは、傷病給付金を支払いません。</p> <p>(1) 被共済者が正常分娩または人工流産により休業したとき</p> <p>(2) 被共済者が整形外科的手術の既往症に関わる抜針、抜釘、内固定材等の除去により休業したとき</p> <p>(3) 被共済者が人工組織、人工臓器を用いたか、臓器移植を行った既往症に関わる置換手術により休業したとき</p> <p>(4) 傷病発生時に電話により医師の指示を受けて被共済者自ら治療し休業したとき</p> <p>(5) 第三者の医師に受療しないで柔道整復師等による施術のみを受けて休業したとき</p> <p>(6) 被共済者が主治医の治療方法に反する受療態度をとったとき</p> <p>(7) 被共済者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用およびこれを原因とする傷病により休業したとき</p> <p>(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動を原因とする傷病により休業したとき</p> <p><u>(9) 地震、噴火またはこれらによる津波その他これに類似する天災により休業したとき</u></p> <p>(10) 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意、重大な過失で生じた傷病により休業したとき</p> <p>(11) 被共済者の犯罪行為、闘争行為、刑の執行、拘留もしくは入監中に生じた傷病により休業したとき</p> <p>(12) 被共済者が泥酔の状態を原因とする傷病により休業したとき</p> <p>(13) 被共済者が無免許運転中または飲酒運転中の事故により休業したとき</p> <p>2. 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弔慰給付金、高度障害給付金を支払いません。</p> <p>(1) 被共済者が新規契約の共済期間の開始時以後2年以内に自殺したとき、または被共済者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になったとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為または死刑の執行によって死亡したとき、または被共済者の犯罪行為によって高度障害状態になったとき</p> <p>(3) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき、または高度障害状態にさせたとき</p> <p>(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動を原因とする傷病により死亡または高度障害状態になったとき</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>